

綾瀬市妊婦健康診査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を受けた者に対し、その費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 妊婦健診の助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、妊婦健診の受診時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記載されている妊婦とする。

(補助券の申請等)

第3条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者に対し、綾瀬市妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）14枚を交付するものとする。

2 本市以外の市区町村で母子健康手帳の交付を受けた対象者及び補助券を紛失した対象者は、補助券の交付を受けようとするときは、綾瀬市妊婦健康診査費用補助券交付申込書（第1号様式）により、市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、当該申込みをした者に対し、妊娠週数に応じた枚数（14枚を限度とする。）の補助券を交付することで助成を行うものとする。

(補助券の額等)

第4条 補助券の単価は、医療機関専用券及び2回目は10,000円、3回目から14回目までの補助券は4,000円とする。

2 補助券の有効期限は、分娩の前までとする。

3 対象者でなくなった者は、速やかにその所持する補助券を市長に返還しなければならない。

(補助券の利用)

第5条 補助券の交付を受けた者が、委託医療機関（神奈川県産科婦人科医会に加入している医療機関をいう。以下同じ。）で妊婦健診を受けるときは、当該委託医療機関に補助券を提出するものとする。

2 前項の規定により補助券を提出した者は、妊婦健診にかかった費用から第4条の

補助券の単価を引いた金額を委託医療機関に支払うものとする。

3 補助券利用枚数は、妊婦健診ごとに1回1枚とする。

4 妊婦健診を実施した医療機関における妊婦健康診査費用が、補助券に記載された金額未満だった場合は、補助券を使用することはできない。

(助成金の請求)

第6条 助成金の請求は、原則として、神奈川県産科婦人科医会が取りまとめて行うものとする。この場合において、委託医療機関は、補助券の提出を受けた日の属する月の翌月の10日までに補助券を添えて神奈川県産科婦人科医会に請求するものとする。

2 神奈川県産科婦人科医会は、委託医療機関から送付された補助券を集計し、補助券を添えて、市長に請求するものとする。

(助成金の支払い)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、神奈川県産科婦人科医会に、請求のあった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(償還払い)

第8条 対象者は、次の各号のいずれかの理由により妊婦健診に要した費用の全額を自ら支払った場合は、未使用の補助券に領収書等（妊婦健診に要した費用を支払ったことを証する書類）及び母子健康手帳等妊婦健康診査結果の記録を添付し、綾瀬市妊婦健康診査助成申請書（第2号様式）により、受診後1年以内に市長に申請するものとする。

(1) 委託医療機関以外の医療機関又は助産院で受診したとき。

(2) 妊婦健康診査費用助成金額以下で受診したとき。

(3) 市に転入をした日以降に、妊婦健診を受けた者が、補助券の交付を受ける前のため、妊婦健診時に補助券の使用ができなかったとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 費用の助成については、補助券の金額の範囲内とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、綾瀬市妊婦健康診査助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により対象者に通知するものとする。

4 助成金の請求については、前項の交付決定通知書受領後、速やかに市指定の請求書

を提出するものとする。

5 前項の支払いについては、前条の規定を準用する。

(交付台帳の備え付け)

第9条 市長は、常に補助券及び助成金の交付状況その他必要事項を明らかにしておかなければならない。

(譲渡の禁止等)

第10条 補助券はこれを譲渡し、又は担保にすることはできない。

2 偽りその他不正な行為により補助券の交付、妊婦健診を受け、又は妊婦健診の支払いを受けたものがあるときは、市長は、その者から補助券又は当該補助券に相当する費用を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

綾瀬市妊婦健康診査費用補助券交付申込書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市妊婦健康診査助成金交付要綱第3条に基づき、次のとおり申し込みます。また、健診結果について、医療機関等から市へ報告することに同意します。

申込者氏名 _____（続柄 _____）

妊産婦氏名	ふりがな _____（電話 _____） 生年月日 年 月 日（ 歳）
夫 氏名	ふりがな _____（電話 _____） 生年月日 年 月 日（ 歳）
居 住 地	〒 綾瀬市
今回の妊娠について	妊娠週数 _____ 週（ か月） 分娩(予定)日 年 月 日
申請理由	1 転入 2 その他（ _____ ） 母子健康手帳番号 _____

交付を希望する補助券の種類にチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査費用補助券					
種 類	申請分	種 類	申請分	種 類	申請分
医療機関専用券		6回目		11回目	
2回目		7回目		12回目	
3回目		8回目		13回目	
4回目		9回目		14回目	
5回目		10回目			

第2号様式（第8条関係）

綾瀬市妊婦健康診査助成申請書

年 月 日

(宛先)

綾 瀬 市 長

住 所 綾瀬市

申請者 氏 名

電話番号 ()


綾瀬市妊婦健康診査助成金交付要綱第8条に基づき、証明書類を添えて次のとおり申請します。なお、助成金支払事務にあたり、住民基本台帳を確認すること、領収書の内容について医療機関に確認することに同意します。

対象者氏名	ふりがな							
	氏名	生年月日				年	月	日生
	住所	綾瀬市						
補助券番号				出産予定日				
申請理由	1 委託外医療機関・助産院で受診したため。 理由：□里帰り : □その他 () 2 妊婦健康診査費用が補助券記載金額未満であったため。 3 その他 []							
医療機関名		所在地 電話番号 ()						
補助券種類	受診日	受診費用	※助成金額	補助券種類	受診日	受診費用	※助成金額	
医療機関専用券				8回目				
2回目				9回目				
3回目				10回目				
4回目				11回目				
5回目				12回目				
6回目				13回目				
7回目				14回目				
受診費用合計額								
助成金申請額								

年 月 日

綾瀬市妊婦健康診査助成金交付（不交付）決定通知書

様

綾瀬市長 

年 月 日付けで提出のありました綾瀬市妊婦健康診査助成金交付申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付の可否 交付する。
交付しない。（理由： ）

2 交付内容

対象者氏名	ふりがな		
	氏名		
補助券番号			
補助券種類	助成決定金額	補助券種類	助成決定金額
医療機関専用券		8回目	
2回目		9回目	
3回目		10回目	
4回目		11回目	
5回目		12回目	
6回目		13回目	
7回目		14回目	
助成金額合計			円